

水産庁臨時雇用非常勤職員（乗船通訳）求人案内

水産庁では、外国漁船に対する違法操業等の指導・取締り業務を補助する通訳人を募集しています。一定期間の船内生活が可能でありロシア語に精通している方、司法制度を理解している方、専門用語の翻訳が可能である方のご応募をお待ちしております。

〔求人内容、仕事概要〕

雇用形態	臨時雇用非常勤職員（航海毎に雇用契約）
業務種類	乗船通訳業務（ロシア語）
仕事の内容	水産庁漁業取締船に乗船し、漁業監督官が外国漁船に対して行う質問及び立入検査に際しての逐次通訳。必要に応じて取締関連文書の翻訳、乗組員への語学レクチャーを行う。
応募資格	日本国籍を有しており、心身ともに健康である者

〔労働時間、給与等について〕

勤務地	水産庁漁業取締船内（船名、海域は契約の都度異なる）
勤務時間	原則 1日につき7時間45分
勤務日数	10日間程度（期間は契約の都度異なる）
賃金形態	日給（国家公務員一般職の給与に関する法律を参考に決定）
給与の支払日	翌月15日頃
給与以外の支給	旅費の支給あり（国家公務員旅費法に基づき支給） [参考] ・出入港地と自宅最寄り駅間の交通費 ・日 当：1,100円程度 ・食卓料：2,200円程度 ・宿泊料：7,800円～9,800円程度

〔選考について〕

選考方法	採用試験（面接試験、語学試験、体力試験）
選考結果通知	・通知のタイミング：採用試験後7日以内 ・通知方法：電話、郵送
選考日時、場所	後日連絡 (新型コロナウィルス感染症をめぐる今後の社会情勢を考慮して実施)
応募書類等	・応募書類：履歴書(写真貼付) 住民票（発行日から1年以内のもの） 健康診断結果の写し（発行日から1年以内のもの） 語学に関する資格書の写し ・応募書類の送付方法：郵送のみで受付 ・送付場所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁資源管理部漁業取締課取締第2班

〔その他〕

特記事項	当該業務は漁業取締り業務を補助する通訳業務となり、外国漁船へ立入検査を行う際は縄梯子等を使用して搭載艇や対象船に移乗する等の特殊な業務を含みます。ご承知おき下さい。
求人に関するお問合せ先	・担当：水産庁資源管理部漁業取締課取締第2班 ・電話番号：03-6744-2362（直通）